

令和3年2月

# 第1回臨時会会議録

亀山市議会

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【2月15日】

1 鈴木達夫（大樹） 4～11ページ

### 議案第1号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第11号）について

- 1 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業の増額補正について
  - (1) ワクチン接種における今回の補正予算の位置づけについて
  - (2) ワクチン接種に向けた体制について
- 2 歳入 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金、及び歳出 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、経済支援対策事業の増額補正について
  - (1) 地方創生臨時交付金の中での位置づけについて
  - (2) なぜこの事業を選択したのか
  - (3) 事業の対象者について
  - (4) 支援の公平性について

2 服部孝規（日本共産党） 11～18ページ

### 議案第1号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第11号）について

- 1 歳入 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金、及び歳出 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、経済支援対策事業の増額補正について
  - (1) 財源の「地方創生臨時交付金」について
  - (2) 対象を「融資による資金繰りを行っている事業者」にしたことについて
  - (3) 支援金を「法人20万円、個人事業者10万円」とした根拠について

3 森 英之（結） 19～25ページ

### 議案第1号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第11号）について

- 1 歳入 第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第2目 衛生費国庫負担金、ワクチン接種事業費負担金、及び第2項 国庫補助金、第3目 衛生費国庫補助金、ワクチン接種事業費補助金、並びに歳出 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費 予防衛生事業の増額補正について
  - (1) 新型コロナウイルス感染症対策における予防接種の対応について
    - ア 市の組織及び体制について
    - イ 財源について

- ウ 予防接種の具体的な進め方について
- 2 歳入 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金、及び歳出 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、経済支援対策事業の増額補正について
  - (1) 事業の目的と経緯について
  - (2) 財源について

4 豊田恵理 26～30ページ

議案第1号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第11号）について

- 1 歳入 第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第2目 衛生費国庫負担金、ワクチン接種事業費負担金、及び第2項 国庫補助金、第3目 衛生費国庫補助金、ワクチン接種事業費補助金、並びに歳出 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費 予防衛生事業の増額補正について
  - (1) 事業の概要について
  - (2) 財源の内訳について
  - (3) ワクチン接種の体制について

5 中島雅代（スクラム） 30～38ページ

議案第1号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第11号）について

- 1 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業の増額補正について
  - (1) 事業の概要について
  - (2) ワクチン接種の体制について
  - (3) ワクチン接種の対象者について

6 櫻井清蔵（勇政） 38～44ページ

議案第1号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第11号）について

- 1 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業の増額補正について
  - (1) 補正の内容について
  - (2) ワクチン接種の体制について
  - (3) ワクチン接種のスケジュールについて

令和 3 年 2 月 1 5 日

亀山市議会臨時会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

令和3年2月15日（月）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸報告
  - 第 4 議案第1号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第11号）について
  - 第 5 議案第2号 亀山市監査委員の選任同意について
  - 第 6 議案第3号 亀山市監査委員の選任同意について
  - 第 7 議案第4号 亀山市公平委員会委員の選任同意について
  - 第 8 議案第5号 亀山市公平委員会委員の選任同意について
  - 第 9 議案第6号 亀山市公平委員会委員の選任同意について
  - 第 10 議案第7号 亀山市教育委員会委員の任命同意について
  - 第 11 亀山市選挙管理委員の選挙
  - 第 12 亀山市選挙管理委員補充員の選挙
- 

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君

総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	井分信次	書記	水越いづみ
書記	西口幸伸		

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長(中崎孝彦君)

おはようございます。

ただいまから令和3年第1回亀山市議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

1番 草川卓也 議員

10番 森美和子 議員

のご両名を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

会期は本日1日間と決定しました。

次に、日程第3、諸報告をします。

まず、本臨時会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局

の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますのでご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件が、また令和2年度財政援助団体等監査結果報告書及び指定管理者監査結果報告書が提出されておりますので、ご覧おきください。

次に、日程第4、議案第1号から日程第10、議案第7号までの7件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第1号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第11号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ7,057万円を追加し、補正後の予算総額を284億1,330万3,000円といたしております。

今回の補正予算は、新たに取りまとめました新型コロナウイルス感染症対策の緊急政策パッケージ第7弾に係る事業費の補正を計上いたしております。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策の緊急政策パッケージの3本柱のうち、今回の補正予算に計上いたしております地域経済の支援と感染拡大の防止とウイズコロナ対策について、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

まず、地域経済の支援では、商工費に、事業継続緊急支援制度を創設し、売上げが減少し、融資による資金繰りを行っている事業者の事業継続を後押しするため、令和2年2月1日から令和3年2月28日の間に三重県中小企業融資制度などから融資を受けていることを条件に、法人については20万円、個人事業者については10万円を支給するため、経済支援対策事業として支援金6,400万円を計上いたしております。

次に、感染拡大の防止とウイズコロナ対策では、衛生費に、新型コロナウイルスワクチンの接種において、さきの12月定例会での補正予算で予算措置いたしました医療従事者等へのワクチン接種に加え、高齢者への早期接種及びコールセンターの開設など更なる充実を図るため、予防衛生事業として医師等への報償費など657万円を計上いたしております。

一方、歳入におきましては、国庫支出金に、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る財源として、補助率10分の10のワクチン接種事業費負担金及び補助金を計上し、事業継続緊急支援制度による経済支援対策事業の財源として、補助率10分の10の地方創生臨時交付金を計上いたしております。

続きまして、議案第2号亀山市監査委員の選任同意についてでございますが、亀山市監査委員の渡部 満氏は、令和3年2月21日をもって任期満了となりますので、その後任者として、亀山市みどり町58番地1にお住まいの峯 裕氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第3号亀山市監査委員の選任同意についてであります。亀山市監査委員の国分 純氏は、令和3年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第4号亀山市公平委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市公平委員会委員の峯 裕氏は、令和3年2月21日をもって任期満了となりますので、その後任者として、亀山市関町泉ヶ丘1011番地55にお住まいの東地隆司氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めます。

次に、議案第5号亀山市公平委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市公平委員会委員の岩田温子氏は、令和3年2月21日をもって任期満了となりますので、その後任者として、亀山市安坂山町94番地2にお住まいの山崎佐代子氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めます。

次に、議案第6号亀山市公平委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市公平委員会委員の山崎裕康氏は、令和3年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めます。

次に、議案第7号亀山市教育委員会委員の任命同意についてでございますが、亀山市教育委員会委員の太田淳子氏は、令和3年2月21日をもって任期満了となりますので、その後任者として、亀山市みずきが丘58番地6にお住まいの吉岡洋子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

以上、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（中崎孝彦君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第1号から議案第7号までの7件に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めます。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意くださいとともに、発言は簡潔をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

11番 鈴木達夫議員。

#### ○11番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。

大樹の鈴木でございます。

コロナウイルスが発生し、はや1年がたちます。この間、多くの感染者、あるいはそのご家族、医療従事者、あるいは関係する方々、非常に多くの苦難の中で生活してきておられると思います。そればかりか地域経済、あるいは地域、我々の生活自体に大きな変革をもたらしている、そんな状況かと思えます。もう少しの我慢だと、そんな雰囲気も出てきましたが、コロナに限らず感染症という新たな厄介者に対して我々是对応していかなければならない時代、世界に入ってきたように思えます。関係する多くの方に大きなエールを送りながら、私自身も我慢の日々を過ごしていきたいと思えます。

そんな中で、今回、新型コロナウイルス感染症対策緊急パッケージということで、第7弾ということで、

高齢者への早期の接種、あるいはそれに対応するためのコールセンターの開設、そのために657万円の補正が提出されました。昨今、そのワクチンに対する情報が非常に多く入ってきます。ファイザー社のワクチンが日本に入ってきたとか、あるいはそれに必要な冷凍庫が一部配られたとか、あるいは1つのカプセルで初め5回しか打てないものが6回になった、そしてまた5回になったとか、関係する方には非常に目まぐるしく変わる対応、大変かと思えます。

質問は、まず補正予算の位置づけという、ちょっと分かりにくい設問を設けたんですけれども、今後、亀山はおよそ5万人を少し時間をかけて接種をしていくわけですが、取りあえず今回の補正予算の前、12月議会当時はワクチンが実用化されるであろうという中で、それが仮に実現できたら早期に接種ができるように、市民への接種券等を配付する個別通知の準備、あるいはそのシステムとかそういうものと、接種順番が上位であろう医療従事者への接種費用1,920万が計上され、今執行されていると思います。今回は高齢者の対応という、あるいは体制強化という予算が計上されたわけですが、今後予想される、あるいは市が対応していかなければならない予算、あるいは事業、どんなものが見込まれているか、全体を審議するわけですから、今予算を審議する中では大切な視点と思い、あえて質問をします。今後どう対応するのか、どんな予算が必要なのか、全体計画を示していただきたいと思えます。

**○議長（中崎孝彦君）**

11番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

古田健康福祉部長。

**○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）**

おはようございます。

まず、今回このワクチン接種につきましては、全体的な流れといたしまして、先ほど議員ちょっとおっしゃっていただきました接種順位が上位であります医療機関の従事者からまず接種を開始いたします。その後、65歳以上の高齢者、基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者、その他優先順位以外の方と、接種を順次進めてまいります。

医療機関の従事者の接種につきましては、亀山市立医療センターが基本型接種施設となり、市内の全医療機関の従事者に対する接種を行ってまいります。接種場所は今のところ総合保健福祉センターあいあいを予定しております。接種時期につきましては、昨日、国においてワクチンの薬事承認がされましたので、ワクチンが入荷される時期にもよりますが、3月中旬頃には接種が開始、1回目の接種ができるものと考えております。

次に、65歳以上の高齢者に向けた接種でございますが、3月中旬に65歳以上の高齢者約1万3,300人に対して接種券、クーポン券を郵送し、電話等での接種予約を行っていただいた後、現在の予定では4月以降に接種が開始できる見込みでございます。

65歳以上の高齢者の接種を実施している最中に、高齢者以外の方に接種券の送付を開始いたします。接種券到着後、基礎疾患がある方につきましては65歳以上の高齢者の方の接種が終了した後、自己申告により優先的に接種を受けていただけるようになります。

また、高齢者施設等の従事者に関しましては、基礎疾患のある方と同じ時期に、施設から従業員である旨の証明をお持ちいただいた上で接種を行っていただきます。

その後、一般の方の接種へと移行してまいります。いずれの対象の方も高齢者と同様に電話等

で接種予約をしていただき、ワクチンを無駄にしないよう、ファイザー社製ワクチンの特徴でもあります1日当たりの接種者を5の倍数になるように調整しながら進めてまいります。

鈴木議員が最初におっしゃっていた12月の補正予算で可決いただいた分ですけれども、大部分が先ほど申し上げた接種券を印刷するシステム修正費でございます。もうこのシステムの修正はほぼ終了しております。今からそのシステムを使って接種券を印刷して、65歳以上の高齢者に郵送にかかってまいります。また、来年度以降のことですけれども、当然ですけれども、医師への報償費等はまた3月議会で議論をお願いいたしますけれども、来年度の予算として要求をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

全体の流れを説明いただきました。

次の質問は12月議会に可決されたシステム改修等は順調に進んでいるかで、今、答弁の中で順調に進んでいるという答弁をいただきましたので、確認は終わりました。

それでは、ワクチン接種に向けた体制についてという項に入ります。

まさに今回の補正予算は、その体制づくりをどう進めていくかと、そのための予算を上げていただいたものですから、あるいは刻々と状況が変わっていく中では今の時点でどうだ、体制はどうだというのは少し勇み足の感もします。ただ、私非常に残念な文章を読んだんですけれども、この新たに設置する新型コロナウイルスワクチン接種推進本部の設置目的が、ワクチン接種を迅速かつ効率的に行うためということが書いてあったんですね。この中に安全にという極めて大切なキーワード、視点が書かれていないことが残念かなあと、それは指摘しておきたいと思います。

補正予算の範疇の高齢者の早期接種への対応ということで、二、三確認させてください。

今、部長がおっしゃったように亀山の高齢者約1万3,300人が対象と思いますが、医療従事者も総合福祉センターあいあいでも接種するという、ほとんどがあいあいだと思っていいんですかと。その場合、あいあいでは1日何人ぐらいが接種し、高齢者1万3,300人全て終わるまでどれぐらい期間を要するのか確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

市内高齢者全員約1万3,300人に対しまして、このファイザー社製のワクチン、2回接種でございますので、2回の接種を例えばあいあい1か所で集団接種のみと仮定した場合に、集団接種体制につきましては医師1名、看護師2名を1班、それを土曜日を含め平日は2班、日曜日につきましては3班、ですのでお医者様が3人、看護師が6人必要になるわけですけれども、そういう体制で日曜日は午前・午後の2回、平日は午後の1回、2時間という形で計算して、仮に毎日、本当に月曜日から日曜日まで毎日接種したとしても、1万3,300人に対して2回接種するには約6か月間必要となります。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

あいあいに限ってという仮説で、今ご答弁、半年かかると、少しびっくりしているんですけども、私、次の質疑は、分散型個別接種の可能性について質疑をさせていただきます。

このファイザー社のワクチンを打つため、全国各地、一部、特に都心部で、たくさんのシミュレーション、いわゆる実証実験、治験実証というのかな、これを見てみまして課題を整理しますと、まず、接種会場でのカルテの書き込み、問診に非常に時間がかかっていることが1つ。2つ目は接種後の軽微な副反応、痛みとか倦怠感とか発熱、それからもう少し深刻なのがアレルギーとかアナフィラキシーというんですか、この反応。それから、そのためには待機所が必要であると。3つ目は、3週間後に2回目を接種しないかと。これが非常に課題なのかなあということなんですけれども、まず問診に要する自己申告のカルテ、これは接種会場に持参できないのか、国のほうでは問診票を書くのは会場でなければいけないとか、何か国のほうから指示があるんですか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

問診票につきましては、その様式の詳細がまだ国から確実には示されておりません。おおよその様式は示されてき始めましたけれども、問診票はやはり事前に、例えばワクチンの接種券に同封して送らせていただければ、おうちでもお書きいただくことも可能ですし、随分と時間の短縮にはなっていないかと思えます。ですので、その問診票の様式がきちんと固まっておれば、そのワクチン接種券に間に合えば、同封はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

国のほうで制度もまだ確立していないと、可能性としてはあるということです。足早にやります。かかりつけ医との連携ということで、ただしたいと思えます。

高齢者は一般の方よりも持病というか基礎疾患が高い割合で、そうしてみますと先ほどのカルテ、問診にも関係しますが、いつも診ていただくかかりつけ医者、この方の力を借りて非常に迅速に接種要件の可否を判断できると思うんですね。あるいは患者さんにしても病院との連絡、あるいは通院の手段、これも慣れてみえるし、何よりもやっぱり気持ちが通じると。その意味からすれば、このかかりつけのお医者さんは、ワクチン接種に力を貸していただく極めて有効な亀山の資源だと私は思うんです。その意味で、亀山の個人医療、約三十数軒あるかと思えますが、このワクチン接種に関し、この方々、医師会にどのような連携、ご協力をいただければ、統括官というよりもワクチン接種の副本部長として、今の時点で答弁できる範囲でどんな連携ができそうか、ご答弁お願いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

上田地域医療統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

まず、亀山市立医療センターでございますが、先ほど古田健康福祉部長から答弁いたしましたように、医療従事者等約900人程度の接種を現在詰めておりまして、日が決まってくる以外は、ほ

ば詰めておる状況でございます。

議員おっしゃられたように、高齢者の接種については個別接種も有効な手段だと考えて協議をいたしておる最中でございます。しかしながら、開業医の皆様も日常の業務もでございますので、その時間帯をどうするのか、集団接種との併用もどうしていくのかということについて、現在協議を重ねておる最中でございますので、もう少し時間をいただければと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

時間がありますので、最後に、総じて効率あるいは迅速、その中に安全という視点も加えたら、地域のかかりつけのお医者さん、このご協力の下、今のイメージにあるあいあい集中接種型から分散型、個別接種の方法も推進本部の中で早急に議論をしていただきたい。事実、この質疑を用意しているときにも、2月9日、田村厚労大臣が接種方法はいろいろな方式があってもいいと、いろいろな場所で個別接種を増やしていくと、あるいは国が確立する接種方法を改め民間企業との連携も一つの方法であるというようなこともコメントとして発しています。個別の接種方法も推進本部の中で早急に議論していただきたいが、本部長になられた副市長、答弁願います。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

今、古田担当部長が申し上げたように、高齢者1万3,300人をあいあいのみで集団接種した場合6か月かかると。それでは少し遅いというふうに考えております。今、議員おっしゃったように市内の開業医さんとかご協力いただいて行う個別接種については、次の3つの利点があるというふうに考えています。議員おっしゃいましたけれども、かかりつけ医であるということから基礎疾患等を把握されておって安心・安全であるということ。それから、やはり集団接種会場まで行くのに困難な高齢者の方についても近くの開業医さんで対応していただけると。それから、これが最も大きな理由ですが、今も申し上げたようにやっぱり接種機会が増えて、接種回数が増えるということで、集団接種の場合の6か月より期間が短縮できるというようなことが考えられます。したがって、市といたしましては、対策本部といたしましては、集団接種と個別接種の併用を検討しております。市内の開業医、医師会の方々と協議を進めておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

この後、いろんな議員にまた確認をお願いします。

次の補正の事業継続緊急支援事業6,400万、何らかの形で融資を受けている方に対して法人20万、個人が10万円というものを支給するというところでございますが、通告の中ではこの位置づけということを書いてありますが、それを飛ばしまして、まず、なぜこの事業を選択したのかということを知りたいです。地域経済の支援事業、どんなものがあるかなと考えた場合、私の考えつくところは、亀山市も行ったエール飯とかプレミアム、そういう消費拡大と今回の直接現金給付と。あと、最近県が打ち出した県の農産物や魚介類のキャンペーンとかイベント等しか私は思いつかな

いんですけれども、どんな支援事業のメニューを想定した中で、なぜこの事業を選択したか、端的にお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在、三重県におきましても独自の緊急警戒宣言が出されておるところでございます。そのような中で、県内の他市におかれましては、家賃補助でありますとか、キャッシュレス決済によるポイントの還元事業でありますとか、様々な支援対策が行われておるところでございます。今回の事業構築の際には、こうした制度につきましても研究のほうはさせていただいたところでございます。そのような中で、現在のように新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しておるという中では、事業全般に広く使える給付金や支援金を短期間で速やかに支給できる事業が有効であると考えまして、今回融資による資金繰りを行っております。より厳しい経営を強いられている幅広い業種、事業者が対象となります、この事業継続緊急支援事業を選択させていただいた、構築をさせていただいたというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

いろいろなメニュー、家賃補助とか、桑名のようなキャッシュレスの還元事業とか、非常に飲食業のみといった特定の業種の支援でなく、広く全ての業種が対象であること等を述べていただいたんですけれども、私にはやはり短期間で速やかにという、改めて調整やソフトを変えなくてもデータに従って処理できるというものも重んじたんじゃないかなあというふうに思います。それと、その後、当然支援事業というのは国・県もメニューがありますし、市はそれをもって市の特徴を出しながら、一部補完的な、あるいははざまを埋めるような形の立ち位置とは思うんですね。

それでは、事業の対象者についての項に入りますが、対象者が融資により資金繰りを行っている事業となっています。3つぐらいありますね。県のセーフティーネット事業、感染症対策資金、金融公庫のいわゆるマル経ですね。あるいは商工中金の特別貸付け、おおむね無担保、無利子の融資を受けて必死に事業継続を凶っている業者さんなんですけれども、資料によれば見込件数、今月末まで受付をしておりますので、法人が240件、個人が106件ということですが、亀山は法人事業者、個人事業者が何件あるかお答えください。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

市内の事業者数でございますけれども、法人で約1,000社、個人事業者で約1,300社、合わせて2,300事業者と認識しております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

法人で1,000社、個人で1,300社と、それで、この240件、106件。私はこれが事業

継続のために本当に困られている数字とは思えないんです。中には、事業継続どころか廃業せざるを得ない、もう融資を受ける手続すらできない、あるいは家族から、親戚から借入、あるいは自分の保険を切り崩して資金繰りをしたという業者も私は見聞きしております。先ほども申し上げたとおり、支援事業は国や県の補完的な性格というのを十分に分かりながら、やはりコロナ禍の中で、真に財政支援を求めている事業者は見えない形で私は大勢いると思うんです。だから、それを本当に拾い忘れていないのかなあ、見えない対象者はいるんじゃないのかなあ、あるいは探したのかなあ、あるいはコンパクトな5万人都市ならではの対応策はなかったのかと思います。この支援事業が、真に財政支援を求めている事業者が大勢いるのではないかという意見に対して、どうお考えか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の事業の対象としております融資制度でありますけれども、先ほど議員のほうからも紹介のほうしていただきましたけれども、これらの融資制度につきましては、一定の審査はございますけれども、実質無利子、無担保という制度でございまして、真に財政支援を必要としている事業者が借り入れることのできるセーフティーネット、安全網としての機能を持つ融資でございまして、条件を満たせば融資を受けやすいという制度でございます。

そうした制度である中で、融資を受けていない事業者には融資を受けなくても何とか頑張れる事業者のほか、融資を受けてまで事業継続を考えてみえない事業者など様々な事情があるかと思っておりますけれども、今回につきましては、事業を継続するためにこれらの融資を受けざるを得ない、そういう事業者を対象とさせていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

この項で、もう一つ確認をしたいと思えます。

この事業の趣旨を読みますと、コロナの影響で売上げが減少し、融資による資金繰りを行っている事業者の事業継続を後押しするために支援金を支給するとなっているが、私の読み方は、融資、先ほど言った5つか6つの融資による資金繰りを行っている事業者の中で、いまだ回復の兆しが、現実に売上げが減少していく事業者に対しての支援事業と、こう読んだわけです。つまり、融資を受けていて、なおかつ売上げが減少している亀山市の事業者が対象として、私はこの読み方をしたわけですね。私の理解は間違っているわけですね。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この事業でございましてけれども、売上げが減少して、令和2年2月1日から令和3年2月28日の間に融資を受けた事業者を対象としているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

売上げが減少すれば、イコール融資を受けられるというものじゃないんですね。売上げが減少しても、先ほど言いましたように、いわゆる保証協会のチェック、それから銀行のチェックも欲しいんです。確かにほとんどの方は仮に売上げが若干回復基調であっても、当然借入金の返済やら、あるいは家賃やら、あるいは従業員の給与を払わなきゃいかんという意味では、ほとんどの方は売上げが若干持ち直していても資金繰りには困っている方も見えますので、私はやっぱりその辺をしっかりとチェックした中で、制度設計をしていただきたいなあというふうに思って、質疑をしております。

まとめの項としましては、公平性ということも書いたんですね。いろんな飲食店の支給の中で、私はこれを頂く、私は本当に個人で経営をしている、娘も週に1回ぐらい手伝いに来て、家賃を払わなくてもいいんだけど60万頂ける、100万円の家賃を払って従業員を何十人も抱え、同じような金額、規模とかですね、実態とそぐわないもの、これが支給されている、心もとないというのをラジオで聞いたんですけれどもね。この融資制度、一番多い方が8,000万、少ない方で100万程度、平均で1,000万ぐらいの融資なんですね。それをスピーディーという理由で、工夫とか対象者の見直しを図れない中で、こういうものが実行される。

今後もこのコロナウイルス感染症に関しての様々な経済支援、あるいは消費拡大事業を今からも打っていかねばならない中で、やはり何か公平さという視点で大きな落とし物とか忘れ物にならない、あるいは先ほども言ったように人口5万人、コンパクトな5万人ならではの市民をしっかりと見ていく施策・事業が必要なのかなあという思いがしてなりません。ある意味、提案者は事業継続のために融資を借りるということは最低限の最後のセーフティーネットだということもおっしゃいます。しかし、ひょっとしたらこれは非常にデリケートに扱わなきゃいけないかもしれないですけども、これは一部社会保障とか、あるいは福祉の部類にも入るような気もしますが、やはりもう少しきめ細かな、あるいは市民が後で公平さの中で疑問の残らないようなこれからの対応を求めまして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

11番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時42分 休憩）

---

（午前10時51分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質疑をします。

先日、飲食業を営まれている方から電話をいただきました。本当にもう大変な状況にある、何とか仕事も続けたい。何とか支援をしてもらえないかという切実な話でありました。多分今日は、この議会の質疑も、そういう事業者の方はどんな支援を市が考えているのかというあたりを注目されておるといふふうに思いますので、私たちもしっかり議論をしたいなというふうに思います。

まず、議案第1号 平成2年度亀山市一般会計補正予算、歳入の中の地方創生臨時交付金、これ

を財源にして経済支援対策をやるということですので、まず地方創生臨時交付金というのをお聞きしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響が長期化する中で売上げが減少し、融資による資金繰りを行っている事業者に対しての事業継続の後押しをするということで、法人20万、個人10万という支援金を支給するという内容であります。まずその大本の地方創生臨時交付金、これは一体どういうものなのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策並びに国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策として、地方公共団体が地域の実情に応じて作成した実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や、住民生活の支援等を通じた地方創生を図ることを目的とした国庫支出金でございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答弁いただきました。

1月28日に国会で可決成立をした第3次補正予算、この中に地方創生臨時交付金1兆5,000億円が追加計上をされたということであります。

この交付金については、今言われたようにコロナ感染防止ということと、ポストコロナということでの対策にも活用できるという、大きく言えば二本立てだということだと思います。

そこで、地方創生臨時交付金は亀山市に幾ら配分される予定なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

第3次分の亀山市へ配分される交付限度額につきましては、1億7,150万円でございます。

その内訳といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応分が5,552万8,000円、地域経済対応分が1億1,597万2,000円となっております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

全体で1億7,150万円。内訳として、いわゆる今回の補正に使うような形での地域経済対応分というのが1億1,600万円ほど。それからもう一つは、コロナウイルス感染症対応分としての5,500万ぐらいですかね。この2つに分かれるということで、トータルで1億7,000万。

この枠というのは、要するにかちっとしたもので動かせないものか。つまりこの額を超えてというわけにはいかないのか。1億7,500万の範囲内であれば、この2つに関しては動かせるのか、

限度額というのがあるのか、その辺はどうなんですかね。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

限度額1億7,150万円でございます。その中の内訳の中でお金のやり取りが可能かということであれば、これにつきましては動かせないというものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

動かせない。例えば地域経済対応分としては、最大1億1,600万の範囲でやらなきゃならんということですね。それで、今回の補正は1億1,600万のうちの6,400万を予算で計上したということであります。

この交付金について2月2日の内閣府からの事務連絡を読みますと、交付金の具体的な活用分野として、感染拡大の影響を受けている中小企業への支援、これは今回のような例ですね。それからもう一つは、解雇・雇い止め、内定取消し等により職を失った方の雇用の創出に資する事業等が考えられる、具体的な例が挙がっております。だから、それ以外にもこういうような雇い止めであるとか、雇用、職を失った人の支援というようなところにも国が使ってはどうかというような具体的な例を挙げております。

そこで、亀山市が今回1億7,150万配分を受けて、地域経済対応分として1億1,600万円ぐらいあるんですけども、今回の補正が6,400万だということですね、全部使わない。6,400万の補正としたのはなぜなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

地域経済対応分としての1億1,597万2,000円のうち、本臨時会において6,400万円を計上させていただいたところでございます。新型コロナウイルス感染症によります地域経済への影響が長期化していることを受けまして、事業継続の支援を緊急的に実施する必要がある短期的な視点から事業継続緊急支援制度を創設し、売上げが減少したことに伴い、融資による資金繰りを行っている事業者に対して、事業継続の後押しとして法人及び個人事業者へ支援金の支給を行いたく、当該事業を選択させていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それで、後でもちょっと質疑しますけど、例えば対象を広げるとか、それから支援金の額を20万、10万を30万とか、金額を上げていくと、当然この6,400万では収まらなくなる。つまり1億1,600万という範囲で今回のことをやろうと思えばできるわけですよ。だけど、それを6,400万だけにしたということが、要するに5,000万を残しているわけですよ。

緊急なコロナの策が必要なときに、あえて1億1,600万が来た中の6,400万しか使いませ

ん。5,000万は残しますという判断をしたのはなぜなのか、この点、腑に落ちないのでお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

地域経済対応分の1億1,597万2,000円から6,400万円を差し引いた残りの約5,200万円の活用につきましては、今回のような短期的な支給とは異なり、令和3年度におきまして、長期的に支給できる事業を立案し、その財源として活用してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

何か菅内閣と一緒に小出し小出しでやっていくようなものじゃないですよ、コロナ対策は。今、本当に困っているんですよ、今日、明日。

そういうところで5,000万は残して、それは来年度のときに使いましょうかみたいなお聞き話じゃないと私は思います。やっぱりこれはしっかりと考えるべきだろうというふうに思います。

それで、今ちょっと触れられましたけれども、全体で1億7,150万の配分があって、そのうち6,400万を今回したわけですけども、1億程度残るんですよ。これは一体どういうふうに使うつもりなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

交付限度額1億7,150万円から6,400万円を差し引きました残り1億750万円につきましては、一部新年度予算に計上しておりますが、その残額につきましては、交付金の趣旨にのっとり有効に活用してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それは有効に使うてもらわなきゃ困りますわ、無駄遣いしておったらね。

それで、これはちょっと議題と外れてきますので、私のほうとしてはこれ以上突っ込めませんが、例えばコロナ感染症対策というのは、さっきも言ったように緊急性を要するという。つまり今日救えるところが明日になったら救えないというような緊急性がある。それから、本当に多種多様な要望があります。ここをぜひ手当てしてほしいという、物すごく多種多様。

そんな中で1つ私が気になっておるのは、今、飲食を中心に緊急事態宣言を出されましたけれども、結構この間、全国的に言うとクラスターが発生をしている。それも高齢者施設とか医療機関というところでのクラスターが発生しているという問題があります。やっぱりこういうところに対しては、一斉定期的なPCR検査、これをやっぱりやるべきだろうというふうに私は思っております。こういうことも、当然こういう財源を使って私はやるべきだろうと。このことについては、もうこ

れ以上質疑にはなりませんので、ぜひこれは検討いただきたいなあというふうに思います。

次に移ります。

事業の内容についてお聞きしたいと思います。

この支援金の対象を融資による資金繰りを行っている事業者に限定をしているわけですね。本当に経営が厳しくなっているということですね。今支援をしなければ店を畳まなきゃならない事業者もあるというようなことがあります。

今回、支援をなぜ融資による資金繰りを行っている事業者、ここだけに限定したのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まずは新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、融資を受けている受けていないにかかわらず、事業者の方については、依然として厳しい経営を強いられておるとことは十分認識をさせていただいておるところでございます。

このため、これまで亀山エール飯チャレンジ事業とかプレミアム付商品券事業、そういう消費喚起対策をはじめとしまして、持続化給付金や経営サポート補助金、休業要請協力金など国や県、その支援とともに歩調を合わせながら、またさらに市独自の制度ということで経済支援対策を実施してきたというところがございます。

そのような中で今回の事業でありますけれども、事業活動を継続させるために、また雇用も維持していただくということで、国や県の支援いたします実質無利子・無担保の融資、この制度を受けられた事業者を対象とさせていただいたところございまして、このことにつきましては、財政支援を必要とおする事業者が借り入れることができます、先ほども申し上げましたけど、セーフティネット、安全網としての機能を持つ融資でございまして、これらの融資や貸付けによって資金繰りを行わなければならない、行わざるを得ない、より厳しい経営状態にあるという事業者を対象と判断させていただいたところございまして、幅広い業種の事業者の方が対象となる制度で考えさせていただいたところあります。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

納得しないんですけどね。

融資というのは無利子であっても返済が必要ですよね、これは。だから、問題は、融資を受けたくても返済の見通しが立たない、例えば後継者がいない、いろんな問題があって融資すら受けられない。つまりあなたが言われたのは、融資を受けてでも事業を継続する人がより厳しい経営状況やと言われましたけれども、私はそれよりももっと厳しいのは、融資すら受けられない、つまり融資を受けたら返済しなきゃならない、返済する当てがない。でも、事業は続けたいんだという人もいるわけですよ、現実にはね。ところが今回はそういう人は対象にはならないわけですよ。そのことについてどう考えてみえるのかお聞きしたいと思います。

つまり融資を受けてでも事業を継続したいという人は対象にしますけれども、今の答弁だと、融

資を受けないというのは、受けなくてもいいみたいに聞こえるんですよ。そうじゃなくして、受けたくても受けられない人がおると、事業を継続したくても返済を考えたらという人が対象外になるということについてどう考えるのか、お聞きしたい。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、これまで本市といたしまして、経済対策といたしまして、亀山エール飯のチャレンジ事業とか、亀山版の持続化給付金「けいぞく」、これらの事業をやってまいりましたけれども、これらの事業につきましては、融資の有無に関係なしということで小規模な事業者も対象とさせていただいた施策でございます。

今回、事業全般に広く使える給付金、また支援金を短期間で速やかに支給できる事業、速やかに支給することが有効であると考えまして、融資による資金繰りを行います厳しい経営を強いられている事業者を対象として事業を構築させていただいたところであります。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

おかしな答弁ですよ。要するに融資を受けてないところは厳しくないという判断をしたと、それでいいんですな。融資を受けないところは厳しい経営ではないと、だから融資を受けないんだということで支援する必要はないんだということによろしいか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

最初にご答弁申し上げましたけれども、現在、事業者の方につきましては、融資を受けている、また受けていないにかかわらず、依然として厳しい状況に置かれておるということは、十分認識させていただいておるところでございます。

そのような中で融資が受けられない事業者ということでありますけれども、融資を受けなくても自己資金で経営ができています事業者の方と、その判別が非常に難しいというようなこともございます。今回、融資による資金繰りを行っている事業者の方を対象にした事業として進めていくということでご提案申し上げておりますけれども、あくまで短期間でやれる事業、幅広い事業者を対象にやっていける事業、そして対象を広げていくというようなこととなりますと、3月までに完了しないということになってまいりますので、今回の事業については、融資による資金繰りを行っている事業者の方を対象にしたということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

根本的には国・県の制度があって市の支援があるということですが、やっぱり持続化給付金にしる1回なんですよ。1回で十分ではないんですよ。というのは、国会でも2度目の持続化給付金、家賃の支援ということをやっていますけれども、やっぱり1回やったからそれで十分効果

が出たんだということはないというふうに思うんです。そういう意味でいくと、エール飯にしろ、いろんな策を打ってきました。それはそれで私は効果があったんだというふうに思います。だけど、1回で終わるものではないんですよ、1回で十分ではない。

そうなってくると、やっぱりそういうものが一体本当にどうだったのかという検証も含めて、どんな今支援が必要なのか。つまり同じもの2回の支援でもいいんですよ、効果があって有効なものね。だから、何も新しいものを常に探して支援制度を考えなくてもいいんですよ。効果のあるものは第2弾を打ってもいいんですよ。

だから、要は私が求めているものは、真に支援の必要な人、そういう者の中に融資を受けている人だけに限定してしまうと融資すら受けられない、こういう人が対象にならないというわけです。こここのところは、やっぱり私はより厳しい経営なんだろうというふうに思いますし、こういうところを支援できないまま放っておくともう廃業しかないんですよ。そういうことを見逃していくのかということになるんで、やっぱりここは、こういうところも何らかの形で支援のフレームをつくって支援する。

財源的にも、少なくとも地域経済対応分で5,000万あるんですよ、まだ。もっと言えば、必要なら財調を崩してでも予算化すべきですよ。今ここでお金を使わなくて店を潰していったら未来がないんですよ、亀山市も。決してそんな店が潰れていくことを容認するというようなことを、市が考えているわけではないと思うんですよ。ただ、打つべきときに手を打たないと、本当に廃業せざるを得ない店が出てくるという状態なんで、そこはやっぱり必ずしも国からのこういう財源だけじゃなしに、それで足りないのなら、やっぱり財調を使うというようなことも含めて検討いただきたいというふうに思います。これは意見になりますので、これ以上は言いません。

最後に20万と10万の根拠、何でこの金額になったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

本年度はこれまで実施をさせていただきました亀山版／持続化給付金「けいぞく」でございますけれども、こちらにつきましては、法人30万円、個人10万円と、法人と個人の差をつけておるところでございます。

今回の事業でありますけれども、その「けいぞく」の法人30万、個人10万円を考慮いたしまして、限られた財源の中での中小企業者から小規模な個人事業者の方まで幅広く助成金が行き渡るように、今回、法人20万円、個人事業者の方10万円ということで設定をさせていただきました。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

最後に言われました限られた財源、ここが、私、気になるんですよ。

つまり、先ほども言いましたけれども、対象を広げたりとか、それからこの支援金を、例えば金額を増やすということになっていけば、当然財源として6,400万じゃ足りなくなる。そういうふうなことを考えていくと、私はどうもこの6,400万という金額が、先にもう1億7,150万が亀山市に来て、そのうちの6,000万か7,000万ぐらいで事業を考えよと言われたのではな

いかなあと。

つまり、普通は担当課からこういう事業をやりたいので、予算はこれぐらいかかりますということで多分要求していくんやと思うんですけども、どうも今回については、まず6,000万から7,000万ぐらいで事業を考えられないかと。あとの残りはまだまだ来年度予算でも使いたいし、というようなことで6,400万になったのかと思うんですよ。6,400万という枠が決まったら、当然こういう事業をするということで対象者を絞っていったら、金額は逆算したら分かりますわな。20万、10万と、こうなる。だから、法人と個人で差をつけるということで考えてね。だから、6,400万が最初にあって、そこから割り算して行って20万、10万になったんかというふう思うんですよね。

だから、お聞きしたいのは、担当課から20万、10万でトータル6,400万というふうに言ったのか、それとも財政当局のほうから、大体6,000万から7,000万ぐらいで事業を考えてくれと言われたのか、どちらなのかお聞きしたい。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

産業建設部のほうで法人20万、個人事業者10万と設定をいたしまして、今回、対象者を400件と見込んで積み上げた結果が6,400万になったというところであります。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そういうことになれば、いかに産業建設部が地域の事業者の実態を見ていないかということです。これで足りるわけがないじゃないですか、今のコロナ禍の中で支援をするのに。なぜこれで足りるんですか。

だから、もしそういうことであるなら、本当に担当課でしっかり地域を歩いてくださいよ。事業者一軒一軒尋ねてくださいよ、どんな声が返ってくるのか、どんな支援が必要なのか。それをやっぱりするべきでしょう。

そういうことをやらずにこういう形を出してくるから、もちろん国の制約もありますよ。短期間で事業を決めて年度内に消化をしなきゃならんという、こういう枠をはめてきた国のやり方も私は問題やと思います。それは分かりますよ。分かるけれども、やっぱりこの1年間、ずっとこの問題に取り組んでいるわけですよ。そんな中で事業者が本当にどういう思いでおるのかというようなことを考えたら、さっき言ったような、本当に融資すら受けられないような人を平気で除くような策は私は出てこないと思うんですよ。

だから、ぜひ今からでもいいですよ。各事業者をきちっと一軒一軒訪ねて実情を聞いて、その上で何が本当に必要か、どういう策が要るのか、どういうところに手を打たなきゃならないのか、これをしっかり考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

会派結の森 英之でございます。

私からも通告に従い、議案質疑をさせていただきたいと思います。

まず冒頭、新型コロナウイルス感染によって命を落とされた方、たくさん見えます。まずはお悔やみを申し上げたいというふうに思います。また、感染をして、今なお闘っておられる方もおられるというふうにお察しします。心からお見舞いを申し上げたいと思います。

また、このような中で市内外問わずでありますけれども、コロナ禍の中、懸命に取り組んでいただいている市内でいいますと医療センター、あるいは消防、それから看護等に関わる、いわゆるエッセンシャルワーカーの方ですね。全ての方のご協力もあって今日になっているということでもあります。幸いなことには、学校現場等も大きなクラスター等も発生しておりません。まだまだ予断は許さないところでありますけれども、改めてこの場をお借りして感謝の意を申し上げたいというふうに思います。

それでは、今回の臨時会では、非常に大きな議案2つが提案されておりますので、その2つについて質疑をさせていただきたいというふうに思います。

まず、先ほど鈴木議員からの質疑もございましたとおり、非常に市民の関心も高い新型コロナウイルスのワクチン接種ですね。その対応についてということで問わせていただきたいと思います。

まず、今回のワクチン接種の事業の進め方で、市の組織及び推進体制については、どのような体制を取られるのか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

ワクチン接種に向けた市の体制でございます。

2月8日付で副市長を本部長といたしました新型コロナウイルスワクチン接種推進本部を設置したところでございます。また、ワクチン接種を迅速かつ効率的に行うために、健康福祉部長寿健康課に新たに室長以下3名体制の新型コロナウイルスワクチン接種室を設置しております。

なお、この室長以下3名は、今回の人事異動により全て専任で配置を指定したところでございます。推進本部につきましては、市民に対するワクチン接種を円滑に行うために接種計画の策定、あるいは詳細な接種スケジュールなどを決定してまいるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ありがとうございます。

まず、推進本部というのは副市長がされて、あと接種室ということで、特に室長以下3人ということで専属ということである、要するに兼務でないということでありました。

私、性質の全く違うものでありますのであれなんですけれども、いわゆる市民に10万円を支給されたあのものに関しましては、プロジェクトチームとしては兼務だったというふうに、過去、記

憶しております。全く性質の違うもの、今日も鈴木議員からありましたとおり、安全というものが何より大切なものになってくる事業でありますので、専属というところであるので、少し安堵させてもらいました。しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。その実際の事業の中身を聞かせていただきたいと思います。

まず、財源は全て国費から賄うという認識でありますけれども、こちらの中身を確認しますと、保健衛生補助金と保健衛生負担金というふうに分かれております。この性質が異なるというのはどういったことなのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回の事業の財源でございますが、この国庫負担金と国庫補助金、この性質のほうをご答弁させていただきます。

国庫負担金につきましては、国が地方公共団体と共同責任を持つ事務に対して、経費の負担区分を定めて、国が義務的に負担する金銭的給付を言うものでございまして、今回の場合はワクチン接種に係ります支弁の費用負担ということになりまして、具体的に申しますと、会計年度任用職員の保健師、看護師の報酬でありますとか、その通勤費用、また集団接種の医師及び看護師の報償費ということになりまして、こちらのほうを合計いたしまして194万7,000円の財源が国庫負担金ということになります。

次に、国庫補助金でございますが、国が地方公共団体に対し、特定の事務事業の実施を奨励するなど、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき、当該地方公共団体に対して補助金を交付できるものでございまして、今回の場合は、ワクチン接種のために必要な体制整備をするために係る経費ということでございまして、事業の内容といたしましては、コールセンターの整備でありますとかクーポン券の郵送等々、合計462万3,000円の財源が国庫補助金となるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

実際に予防接種の事業としてかかるもの、人件費等が負担金という形になると。それから、実際に予防接種事業を進める体制づくり等が補助金ということで賄われるということでありました。

そうしましたら、実際その中身についてなんですけれども、まず会計年度任用職員報酬72万1,000円とあります。この具体的な業務内容、あるいは人数等をご答弁いただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

会計年度任用職員につきましては、看護師を任用する予定でございます。人員は2名を計画しております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

看護師2名ということでございました。全国的にコロナ禍において看護師の方、医療従事者の方が不足しているという状況であります。その中でこの2名というのは、なかなか難しいのではないかなあというふうに推測するところなんです、この2名というところ、今どのような対応を取っておられるのか、確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

議員ご指摘のとおり、全国で本当に同時期にワクチン接種が始まってまいります。ですので、看護師につきましては、本当に全国で取り合いになってくるような現状になってこようかと思えます。

三重県につきましては、三重県看護協会の中にナースセンターというのがございまして、そこに募集をかけてまいりたいというふうに考えております。ただ、三重県内の自治体全てからそういうふうな要望があると思えますので、なかなか2名というのは、少数でも集めにくいということは覚悟はしておりますけれども、何とか確保してまいりたいというふうに思います。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

非常に難しい対応かと思えますけれども、しっかり連携を取って対応いただきたいというふうに思います。

それから、報償費の120万4,000円ですね。こちらの具体的な業務内容はこういったものになりますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

報償費につきましては、先ほどもちょっと鈴木議員にもご答弁いたしましたが、65歳以上の高齢者は基本的には4月以降になってからの接種が予定されております。しかしながら、国の方針は本当に日々刻々と変化をしてまいります。ですので、万が一、3月中にも接種が可能となった場合に、今のまま亀山市に予算がないということで対応できないというのも駄目ですので、取りあえずは医師の報酬と看護師の報酬、約10日間分程度を今回の補正予算で計上させていただいたところ です。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

3月中にそのようなことで実施される場合に備えてということでもありますね。その10日間ということなんです、先ほどの鈴木議員からの質疑もありました。平日が午後だけ、日曜日が午前・午後ということでもございましたね。その10日間を想定しているということかと思えます。

国の方針を含めてですけれども、日々刻々と変わる中で、対応に万全を期すというのは非常に大事かと思えますので、理解させていただきました。

それから、人材派遣委託料238万7,000円、こちらの具体的業務というのはどういったものになりますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

人材派遣の委託料238万7,000円につきましては、まず接種の問合せに対する回答するためのコールセンターを設置しようと思っています。その担当者として2名、今後、接種券を送付した後に、先ほどちょっと言いましたように電話等での予約の受付が開始されます。その担当者として2名、合計4名分の予算を計上させていただいたところです。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

実際にコールセンターで電話を受けていただいて予約を受け付けすると、具体的な業務に従事されるということでありました。こういった業務を統括といいますか、指揮するというのが、先ほど推進体制のところでありました接種室事務局という理解でよろしかったですね。

非常に予約というものが、対象は65歳以上の高齢者ということでありますけれども、順次、全市民対象ということになってきますので、非常に大変な業務かと思いますので、しっかり進めていただきたいと思えます。

続いて、備品購入なんですけれども、これは一体どういうものを購入することになるのか、教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

備品購入費につきましては、まず集団接種を想定はしておりますので、集団接種会場での緊急対応として、接種後、アナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応が見られた際に、応急治療するための救急医療機器バッグというのがございます。これを1セット。それと、集団接種会場で使用するパーティション。今回は筋肉注射でございます。インフルエンザ等の皮下注射とは異なります。ですので、大きく肩をはだけていただく必要がございますので、接種会場にはパーティションで区切らせていただいて接種しやすい形にさせていただこうと思っています。

また、先ほどあいあいでも集団接種はしていく予定というふうに申し上げましたが、医師や看護師があいあいまでお越しいただくことになります。その医師や看護師の方が着替えをしていただく用のロッカー、あるいはそこを仕切るためのパーティション等が今回の備品購入費の内容でございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

まず懸念があると言われております副反応ですね。特にアナフィラキシーということが発生する可能性があるというふうに言われておりますね。それに対応する緊急のバック、それから予防接種

は筋肉注射ですので、ある一定程度脱いでいただく必要があるのですが、そういうものであるとかということではございません。

この副反応というのは非常に心配をされておりますけれども、それについても、いろんな予防接種が進んでいく中で治験も出てくると思いますので、万全を期していただきたいというふうに思います。これは非常に接種される方が不安に思っておられることですので、これも市民としてもいろんな情報を取りに行く必要があるということで私自身も思います。ですけれども、きちっと確定した情報は、やはりいろんな形で出していただくということも行政の責任であろうかと思っておりますので、その点も踏まえてお願いしたいと思っております。

恐らく先に医療従事者の方から集団接種という形を取られていくんだと思います。これが、結局その後続く市民対象の方にしていく実証の場になるんじゃないかというふうに思うんですね。そこでいろんな課題が見えてくると思うので、そこできちっと課題を拾い上げていただいて、その後につながるような形を取っていただきたいというふうに思います。

個別接種ということも、どうも報道を見ておったりしますと練馬区モデルですかね。そういうこともあって、厚労省も少し対応を変えてくるようなことを言われておりますけれども、かかりつけ医に接種をしていただくことが可能となると、これも非常に安心につながりますし、接種期間の短縮、あるいは予約も3週間空けるといふところの非常に難しいところが少し改善されてくるということもありますので、その点、厚労省、国等の数値も踏まえて、柔軟にかつ正確に対応いただきたいというふうに思います。

この質問は以上とさせていただきます、次の項目とさせていただきます。

こちら鈴木議員、服部議員が質問されておりました。この商工業振興費ということで経済支援対策事業ということで、法人20万、個人10万ということ。これは融資のある事業者を対象にするということでありました。

市内の事業者の中で貸付等の融資をされているということなんですけれども、こういったメニューがあって、その融資については、亀山市が何らかの形で認識をされていて、その件数もある一定程度想定をしているということではよろしかったのか、その辺もう一度ご答弁をお願いします。

**○議長（中崎孝彦君）**

大澤産業建設部長。

**○産業建設部長（大澤哲也君登壇）**

今回、事業の対象としております融資でありますけれども、セーフティネット資金というものでありますが、これにつきましては、危機関連、保証4号、保証5号と3種類あるわけなんですけれども、それぞれ売上げの減少率が決まっておるというようなことでございまして、このセーフティネット資金の減少率につきましては、1か月の実績が前年に比べて減少しておること、さらにその月を含めてあと2か月、合計3か月の減少の数字というようなことで、これについては、市町村のほうで減少率を認定するというので全て申請をいただくということになっておりますので、今回、事業の対象となっております事業者数については、そういう部分から算定をしてくるということになります。

**○議長（中崎孝彦君）**

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

先ほどの服部議員の質疑の中でも議論されておりましたけれども、国の今回の地方創生臨時交付金の性質から、この年度内にきちっとそういう目的に沿ってこの事業を進めていく中では、この年度内にきちっと使い切るといいますか、そこが必要になってくる中で、短期間でいかにそれを活用するかというところの中で、今認定ということがありましたけれども、市が認定しているんで、その事業者を既に把握しているということ。その中で短期間で融資等をされて真に困っている方、事業運営について継続していくのに困っている事業者であろうということ、そういったメニューの創出を考えられたということで理解をさせていただきました。国の性質の問題もあるということも先ほどもありましたけれども、そういった中で、困っている事業者の方にいかに支給していくかということの中で考えたことなんだと思います。

そういった中で、このメニューは2月28日まで融資される方が対象になるということでありませう。今回、この臨時会で承認されますと、まだ少し時間が残っておるんですが、駆け込みで融資をされる方も対象になってくるという理解でよろしかったでしょうか、もう一度確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

駆け込みといいますが、2月28日までに融資が実行された事業者につきましては、対象とさせていただきますということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

融資は実行ということですので、既に申請手続をされている方でないと当然できないということで理解をさせていただきました。

非常にこの事業として苦しんでいるであろうということなんですけれども、万が一、事業者の意思として、ここを受けるのは辞退するというような方も中にはあるかもしれません。少ないとは思いますが、おられるかもしれません。そういった中では、財源の執行というところでは、何か影響はあるのかどうか、確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回、対象期間内におきまして、実際に金融機関から融資を受けた事業者が対象ということでありませうので、セーフティネット資金を市が認定しておりますも、まず融資の辞退、都合により受けていない事業者等につきましては、この事業の対象にはならないということでありませうし、市が把握しております対象者の方につきましては、その情報を基に申請書等を郵送させていただくということで、記入例も含めまして郵送させていただきますので、それで手続を取っていただきまして、3月末までに支払いも終えて事業を完了させていただくと、そのように進めておるところでありませう。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今の答弁では、市としては認定はしているんだけど、融資までには至っていない事業者に関しては、当然その融資を受けたという証明が必要なんで支給には至らないということでありませぬ。ということは、ある程度想定する中でそういった対象の事業者もおられるんで、少し想定より少なくなるであろうと。それが、中には融資を受けたんだけど、個人の意思として、事業者の意思として辞退をするという方もおられるかもしれない。ただ、そこは把握はできないだろうと、そういう理解でよろしかったでしょうか、もう一度確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の事業の申請期間でありますけれども、3月15日までということにさせていただいておりますので、それまでに事業者さんの考え方によって申請を今回はされないところもあるかと思えますし、周知はさせていただきますけれども、申請を忘れるといいますか、間に合わないというような状況もあるかと思いますが、基本的には3月15日のこの受付が締切りということで事業は設定させていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

これ、非常に短期間で行っていただく事業となりますので、やっぱり周知等は必要になってくると思いますか、そこがキーポイントになってくるかなというふうに思いますので、しっかり対応いただきたいというふうに思います。

それと、国の性質上ということもありましたけれども、来年度当初予算でさらにまた新型コロナウイルスの感染症対策が補正等、あるいは当初予算に盛り込んでいかれるんだろうと思います。少し長期的な視点という答弁があったと思います。そういったところを踏まえて、しっかり真に支援が必要な方に支援が行き渡るような、そういったメニューを活用できるようにしっかり取り組んでいただきたいと。その場合にはしっかり議会として当然議論が必要になってくると思いますので、しっかりやらせていただきたいと思いますので、くれぐれもお願いしたいというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時45分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問いたします。

私からは、議案第1号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第11号）のうち、新型コロナウイルスワクチン接種に関することについてということで質問をさせていただきたいと思います。

朝からこの質問が続いておりますので、同じ質問が重なる部分はできるだけ省いていきますのでよろしく願いいたします。

まず最初に、1番、事業の概要についてですが、早速重なりましたので削除させていただきました。次に、財源の内訳について。歳出のうち、予防衛生事業費657万円の内訳として、こちらも先ほど森議員の質問から細かく答弁いただいておりますので、1点だけお聞きさせていただきます。

会計年度任用職員報酬72万1,000円、こちらの答弁では看護師2名を任用するということでありましたが、亀山市がワクチン接種事業において専属で雇用するというのでいいのか、また雇用する看護師の具体的な仕事内容は何か、教えていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

8番 豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

会計年度任用職員の報酬72万1,000円、森議員のときにご答弁させていただきました。看護師を任用するため、2名分の報酬でございます。この看護師につきましては、ワクチン接種を専任とさせていただくつもりでおります。実際の仕事の内容でございますけれども、いろいろ考えられますが、例えば実際にワクチンを接種、注射をする、あるいはワクチン接種前には注射器にお薬、薬剤を入れるという処理も必要になります。

もう一つは、今考えておりますのは、一人一人の問診票を書いていただいて、それを医師が問診するんですけれども、その前に予備問診という形で保健師や看護師にその問診をしてもらって、ちょっと時間がかかりそうな人、すぐ打てる人とちょっと分けようかなということも考えておりますので、その辺の仕事も携わっていただこうと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

分かりました。

先ほどの答弁、午前中からの話の中にもありましたけれども、今回、国の方針、新型コロナワクチン接種に関する情報というのは日々二転三転しているので、実際にどこの自治体を見ても困惑気味であるなあと、私もそういうふうにも思っております。

ワクチン接種に向けて予行演習などを行っている自治体も幾つかございますけれども、実際に設営をしてみて足りない部分というか、不測の事態を想定されるような事例があった場合は、亀山市ではこのような予算で十分なのか、この657万円と見たときにちょっと少ないのかなと思ったりもしましたので、不測の事態、万が一の事が起こった場合などにも、この予算外の必要経費がかかっても臨機応変に対応していけるのかどうかについて確認だけさせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

実際には、今年度中には接種が決まっている者は、医療機関の従事者の方への接種が多分、ワクチンの入荷時期にもよりますけれども、来月の中旬ぐらいには開始できると思っております。

ただ、今回のこの予算の中にも計上をさせていただいておりますけれども、65歳以上の高齢者は基本的には今の段階では4月以降ですので、来年度の対応になってこようかと思っておりますので、現在のところどんな状態になるか、正直、国の状況を見ておると、本当に昨日言っておったことが今日全く違うことが言われたりしますので、今回でも65歳以上の高齢者がもし万が一前倒しされた場合に、こういう形で接種費用を取っておりますので、そういう場合には対応をさせていただきたいと思っております。また、予備費の充用もちょっと考えながら、万が一のときにはそれも使っていきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、最後の項目にもう移っちゃうんですけれども、ワクチン接種の体制についてです。これも朝から同様の質問が続いておりますので、それ以外の部分で気になる点について質問させていただきます。

まずは、ワクチン接種の順位について。国は接種順位として医療従事者等、そして令和3年度内に65歳に達する高齢者、そして高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事する方、そして、その後にそれ以外の方というふうに4段階で分けております。今までの経緯の中で、この新型コロナウイルスのクラスターは介護施設等でも多く起きておまして、死亡者の多く、介護施設で亡くなっていることもあります。そういった面でも、高齢者と接する機会の多い介護職員の順位はもっと上であるべきという気がしますが、実際は介護職員は高齢者の次の接種順位になっております。今回の補正予算、介護職員の接種費用は含まれていないようですが、これについて市の見解というのはどうでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

介護施設、高齢者施設等の従事者につきましては、今までは一般の方と同じような順位ですので、一番最後に位置づけられておりました。ところが、議員もおっしゃっていただきました。クラスターが非常にたくさん発生したということも踏まえまして、この順位が上げられまして、一応、基礎疾患がある方と同順位に接種ということに位置づけられました。市といたしましても、取りあえず今のところですが、その国が決めた接種順位どおりに接種を行っていく予定でおります。ただ、この施設自体も非常に今、困惑しております。例えば65歳以上の高齢者の方の接種のときに高齢者施設に入居中の方はほとんど65歳以上ですので、そういう人はどうやって打っていくんやとか、あるいは、そこの施設の従事者はどうするんやとかということも、非常に施設の職員の方自体が悩まれているところもありますので、今後できるだけ早い時期に施設の方を集めた説明会も一

度開催をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

確かに、本当に高齢者の方、65歳以上の方がやっぱり介護のところにいらっしゃるということですし、また実際、コロナの影響なのか、介護職員が足りていないのか、サービスの予約ができなくてお風呂に入る機会がすごく少なくなっているとか、例えば同行援護がしてもらえないというような声も聞いたことがありましたので、やはり順位というのに柔軟性が必要なのかなと思ひまして、今の予算も含めて質問させていただきました。

次に移ります。

次に、クーポン券について聞くんですけども、自治体によってはこのワクチン接種を開設後に郵送するんですけども、わっと人が集まってくるという密を避けたりとか、予約窓口がパンクしないように、そのクーポンの郵送時期を地域ごとにずらしてやろうかと検討しているところもあると聞いたんですが、亀山市はどのように考えているのかお聞きします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

クーポン券の郵送につきましては、まず65歳以上の高齢者の方に、多分ですけども、このままの状況でいくと3月の中旬以降に発送ができると思います。ただ、一応1万3,300人程度見える高齢者の方には一斉にお送りをさせていただこうと考えております。というのは、ちょっとどうなるか分かりませんが、集団接種の場合は、今のところあいあい1か所で想定しておりますし、もし個別接種と併用という形になってくれば、予約先もその個別接種先の医療機関ということになりますので、その辺で、もしそういう併用がうまくできるのであれば、混乱はある程度は避けられるのかなというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

集団接種か個別接種かということで、併用するような方向でいくというお話は午前中から伺っておるんですけども、なかなか先が読めない状況で大変だと思うんですけども、その中でも接種記録のことについて、ワクチン接種というのは2回受けることが必要ということですが、個人の1回目の接種記録というのはどのようにするのか。また、1回接種後に3週間以内に2回目を打たなければならないと聞いておりますが、この2回目のワクチン接種の予約というのはどのようにするのかお聞きします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まずはワクチン接種の記録ですけども、12月議会でお認めいただいてシステムの修正をしました。もともと市のほうに入っております保健師が今使っているシステムでワクチンの接種記録を

取っ払いこうと考えています。

もう一つ、2回目の接種予約ですけれども、集団接種の場合、あいあいにお越しただいてワクチン接種を済まして、先ほどちょっとご答弁させていただきましたけど、30分ぐらい休憩を取っていただくことにしております。その休憩を取っていただく時間の中で、次回の予約を取っていただくというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

だから、来ていただいている方にその場で予約を取っていただくということですね。確かに2回必ず来てもらわなければいけないということで予約していただくというのは、確かに理にかなっていると思います。

その次に行きたいと思います。

今度はワクチン接種の現場のことについてなんですけれども、亀山市は集団接種と個別接種の併用を検討ということで先ほどもお聞きしましたが、主にあいあいで集団接種会場においてということでお聞きします。

あいあいでは、あいあいの施設のどこの場所で接種を行うのか。また先ほどもありました。その30分の待機があると聞きましたけど、その待機場所というのはどうなっているのかお聞きいたします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、実際に注射を打つ接種場所でございますけれども、あいあいの2階の一番大きな部屋、大会議室を想定しております。医師、看護師の確保の状態にもよりますけれども、あそこの部屋が3つに分割ができますので、最大そこに3班体制でできるのではないかとこのように考えております。30分の休憩場所ですけれども、あいあいの2階の教養娯楽室という広い和室の部屋がございますので、そこで30分間休憩を取っていただくつもりでおります。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

大体具体的なことが分かってきました。ワクチン接種現場について今お聞きしているんですが、その現場に行けない人の対応というのはどうお考えなのでしょう。これは個別接種になってくると若干難易度が変わってくるのかなと思いますけど、今の段階でとても心配なのでお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、ご自分で集団接種会場にお越しただけない方につきましては、個別接種があれば、ふだんかかりつけのお医者様にお越しただいて接種していただければとは考えております。ただ、ど

うしても集団接種しか打っていただく方法がない方につきましては、やはりご家族のご協力とかを  
いただいて、あいあいまで何とかお越しいただければと思います。

そのほか、例えば寝たきりの状態でどうしてもお家から出られないような方というのは、少しま  
たやり方が変わってこようかと思います。それにつきましては、例えば訪問診療をしていただい  
ておるお医者様ですか、訪問看護師さんとかのご協力をいただきながら、接種について方法を考え  
ていかなければならないと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

最後に、広域連携について聞きたいと思えます。

亀山市では鈴鹿市と広域連合でも連携体制を取っているんですが、今回は単独で行うというこ  
とですが、その理由というのは一体何なのかお聞きしたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず亀山市においては、医師会が1つでございます。ですので、1つの医師会の協力の下という  
ことで非常にやりやすい体制になると思っております。鈴鹿も医師会は1つなんですけれども、例  
えば大きな病院が3つも4つもありますので、そういうところの協力という体制で、なかなか協  
力体制が作りづらいのではないかと思います。その点、亀山市は公立病院の医療センター1か所  
でございますので、例えば医療従事者に対する接種に関しましても、医療センターが中心にな  
って医師会と一緒に医療従事者に接種をしていくという形で亀山市単独で何もかも完了してし  
まう体制が整っております。そういうことも含めて、やはり亀山市だけの範囲内でこの接種は  
終わらせていきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

分かりました。ありがとうございました。

質問は以上なんですけれども、本当に短期間の中で混乱が続く中での手探りの実施となりそ  
うですけれども、臨機応変に対処していただきたいということを申し上げまして、質問を終わ  
らせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

8番 豊田恵理議員の質疑は終わりました。

次に、2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

スクラムの中島雅代でございます。

通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。

議案第1号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第11号）、第4款衛生費、第1項保健衛生費、  
第1目予防費、予防衛生事業の増額補正についてでございます。

まずは、事業の概要についてでございますけれども、先ほどまでの質疑で、あいあいでの集団接種であるということで、それだけだと接種が終わるまでに随分時間がかかるようではございますけれども、他市町では当初から個別接種であるとか、集団接種と個別接種の併用というところもあるようなのでございますけれども、当初、集団接種としたその判断根拠のほうをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

中島雅代議員の質疑に対する答弁を求めます。

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

集団接種と当初した根拠ですけれども、実はつい先日まで集団接種でいこうと計画をつくっておりました。というのは、昨日、薬事認可されましたファイザー社製のワクチンについては、国は当初、機関となる接種施設から配送するのは3か所程度が限度ということをやっていると聞いておりました。ですので、合計で4か所でしか打てないこととなっておりました。ところが、ちょっと鈴木議員が先ほどご紹介もいただきましたが、厚労大臣が急に発表してそれを緩和するというふうな発表がございましたので、そこで、では亀山市もその個別接種もその接種方法に含めて検討していこうというふうに変ったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、亀山市でも当初から集団接種と個別接種と併用で行くということによろしいですか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

医師会の皆様のご協力状況にもよりますけれども、できれば併用でこの接種を住民向けの接種を進めていければというふうには考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。

それでは、ワクチン接種ですけれども、やはり副反応を心配される声をととてもよく聞くんですけども、この接種については強制というわけではなくて任意の接種ということでよいのかどうか確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

接種に当たりましては、市民の皆さんには接種の努力義務が課せられております。ただ、昨日の薬事承認の中で妊婦の方にはその努力義務を課せないということが決められたようでございます。ですので、妊婦の皆さんは努力義務がなくなるということです。妊婦の方はかかりつけのお医者さんと相談の上、同意された方はワクチン接種を打つことができますので、強制ではありませんけれど

ども、努力義務があるということでご理解をいただければと思います。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

そうですね。努力義務ということのできる限り打ってほしいということだと思うんですけれども、結局のところは自己判断、打つ側の判断ということだと思うんですけれども、ただ私たちが打ってみたいとちょっと分からないので、相談体制というのはきちんと整えてあると安心だと思うんですけれども、接種後すぐというのは、やっぱり体調の変化があったとしても、会場でお医者さんも看護師さんも見えるということですので相談できると思うんですけれども、例えばお家に帰られた後であったりとか、数日してから体調の変化が現れたという場合の相談窓口についてのこの設置は予算に含まれているのかどうか。それから、その体制についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、接種に関する相談窓口といたしましては、県が2月12日にみえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットラインというのを開設しております。土・日含めて、多分朝の9時から夜の9時までの受け付けになっていると思いますけれども、そういうふうなワクチンの接種に係る相談窓口を県が設置しております。

また、今回の補正予算で計上させていただいておりますコールセンター費の中で、実際には4人の職員派遣を受けるつもりでおりますけど、そのうちの2人はコールセンターとして勤務をお願いする方になってこようかと思いますが、今回の予算にも含まれております。ただ、例えば副反応なんかで非常に専門的な知識が必要になった場合、多分ですけれども、この市が設置するコールセンターの職員ではなかなか対応がしづらい場面も出てくると思いますので、そういう場合は県が市町で対応困難な副反応についての相談窓口をつくってくれるような体制を取るといふふうにお聞きしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

県と市のほうでコールセンターを設置していただけるということなんですけれども、やっぱり健康に関わることですので、なかなかコールセンターがつかないということがないような体制づくりだけはしていただきたいと思います。

それから、また副反応等で何か重大な問題が発生した場合、補償等はあるのかどうかお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

ワクチン接種で万が一重篤な副反応が出て、例えば障がいが残った場合なんかは、全て国の責務によって補償されることになっております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、国のほうで対応していただけるということですね。ありがとうございます。

それでは、今回の補正予算の詳細な内容については既に質疑をされておりますので省略をいたしますけれども、この補正予算の中にワクチンそのものの費用であったり、注射器の費用、それから廃棄物等出ると思うんですけれども、そちらの処理費用などは入っていないようなんですけれども、それら費用のほうはどうなっているのかお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まずワクチンにつきましては、ワクチンと注射器、注射針につきましては無償で国のほうから納品がされますので、市のほうで負担は全くございません。

それと廃棄物に関しましては、実は12月に上げさせていただき、議決をいただいております補正予算の中で廃棄するためのごみ箱というか、簡単に言うとごみ箱なんですけれども、医療感染を起こさないようなごみ箱、一旦蓋を閉めたら二度と開かないというようなごみ箱も実はもう12月の補正予算で上げさせていただいておりますので、それを利用してまいります。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それですと、もう市民の方の自己負担というものは発生しないのかということを確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

ワクチン接種に係る市民の皆さんの自己負担は全く発生いたしません。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、次のワクチン接種の体制についてお伺いをしていきたいと思います。

今なかなか十分な情報がはっきりしない中で大量、それから迅速に、そして私たちの健康に関わる重大な、大切な事業なんですけれども、この実務を担う部分が新たな室の正規職員3名と、人材派遣ということなんですけれども、この体制で十分なのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まずワクチン接種に向けた体制につきましては、先ほど来申し上げておりますように2月8日付で副市長を本部長とした新型コロナウイルスワクチン接種推進本部を設置いたしております。そこ

に健康福祉部長寿健康課の中に新たに新型コロナウイルスワクチン接種室を設置して、室長を含め3人の職員を専属で配置いたしたところでございます。具体的には今後、接種計画を策定してまいります。今年度はそのワクチン接種室のメンバー、正規職員3名と派遣会社から来ていただく方で対応をしておりますけれども、4月1日付の人事異動でまた人員の増を計画しているところでもございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

4月からまた人員の増の可能性があるということなんですけれども、限られた人数でやっていかなくてはならないことだと思うんですけれども、長丁場になる事業になると思いますので、しっかりした体制を整えるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、実際の接種についてですけれども、集団接種となった場合、平日と土曜日は医師2名、看護師4名、それから日曜日は医師3名、看護師6名体制の予定ということなんですけれども、これ毎日になるとかなりの延べ人数になると思うんですが、この医師や看護師の確保というのはできているのかということをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

議員がおっしゃっていただきましたように、集団接種を毎日接種して平日は医師2名、看護師4名の2班体制、日曜日は午前と午後に分けて3班の医師3人、看護師6人という体制にすると、それでも先ほど申しあげましたように、高齢者1万3,300人に対して2回の接種をすると、全部集団接種にしたとして6か月ぐらいかかってしまいます。この医師なんですけれども、当然ですけれども、医師会の皆さんのやはりご協力をいただかないと、なかなかこれだけの人数が集まらないと思っております。看護師につきましても、今回の補正予算で2名と申しあげましたが、2名だけではとても足りませんので、例えば医師会の先生方のところでお勤めの看護師の方にもお手伝いをいただくとか、そういう形で何とか人員の確保を努力してまいりたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

医師会の協力をたくさんしていただくことが必要だと思うんですけれども、その中で医療センターの立ち位置というか、医療センターはどのような役割を持つという想定なのかということをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、先ほど来言っておりますように、医療センターにつきましては医療従事者向けの接種が一番最初に開始されますが、医療従事者向けの接種は医療センターの医師、看護師により行っていただくことになっておりますので、そこはやはり一番大きな点かなというふうに考えております。ま

た、集団接種、あるいは個別接種の段階でも何らかの形で医療センターのほうにもご協力がいただければという形で今協力いただける方法を探っておるような最中でございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

医療センターは地域で中心的な役割を担う拠点だと思いますので、その拠点としての役割というのをしっかり務めていただきたいと思います。

それから次に、ワクチン接種の対象者についてに移っていきたく思うんですけども、優先順位的には医療機関にお勤めの方、それから高齢者の方、基礎疾患のある方、それから一般の方へと続いていくということなんですけれども、この接種順位というのは国からの指示かどうかということと、市でこれ以上変更することはないのかということを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

ワクチンの接種順位につきましては、議員申されたとおり医療従事者から始まって65歳以上の高齢者、基礎疾患のある方、それと同時に高齢者施設等の従事者、その後で優先順位のない方という形で進んでまいります。これは国がそういう順番を決めてまいります。というのは、理由の一つとしてワクチンが一気に入ってこないということも考えられておりますので、この順位は国の示すとおりに亀山市も進めてまいりたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。

では、ちょっと順番にお伺いしていきたく思うんですけども、最初にまず医療従事者についてなんですけれども、これは亀山に住んでみえて、ほかの市に勤めてみえる医療従事者の方はどのような対応になるのかということと、また逆のパターンで、ほかの市に住んでみえて亀山市内の医療機関にお勤めの方の場合はどのような優先順位というか、どういう対応になるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

医療機関の従事者等というのは、その医療機関の所在する市において接種の対象になってまいります。ですので、亀山市において接種を打つのは、亀山市内の医療機関にお勤めの方ということになります。ですので、例えば亀山から鈴鹿の医療機関にお勤めされている方は、鈴鹿市で接種を受けていただく形になります。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。

それでは、その次の高齢者についてなんですけれども、先ほどから65歳以上とのことなんですけれども、これは具体的な基準日というのは制定されているんでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

高齢者の方の定義ですけれども、令和4年3月31日時点で65歳以上ですので、令和3年度中に65歳になられる方以上ということになります。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、接種の時点では64歳の方がいるということもあり得るということですよ。分かりました。ありがとうございます。

ただ、接種が先ほど努力義務ということだったので、全員が打つわけではないので、どの時点で高齢者の方の接種が全部終わったとみなして、次の基礎疾患を持ってみえる方に移行していくのかというところはどのようにになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

基本的には、どの時点で高齢者が終了したかということは正直分からない現状になってこうかと思えます。ですので、ある程度見切りをつけて次の段階に進んでいく。ですので、高齢者の最後のほうにつきましては高齢者の接種も行い、実際にはその次の基礎疾患のある方の接種も行うという形で進めていかざるを得ないのかなと今は考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。

では、高齢者の方の集団接種の場合なんですけれども、先ほどもお話が出ていましたけれども、交通手段についての心配をされている方が多いですし、先ほどの質疑の中ではご家族の方のご協力をということだったんですけれども、予算の中でワクチン接種事業負担金と、それからワクチン接種事業費補助金が使える範囲についてなんですけれども、例えば接種会場までのバスですとかタクシー代での利用というのは可能かどうかお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

先ほども申しあげましたように、何とか集団接種にご参集いただく場合には、ご家族のご協力とかで集団接種会場までお越しいただきたいと思えます。ただ、国の補助金の交付要綱の動向とかを見極めながら、もし対象になってくるような場合には、また検討をしてみたいというふうに思

います。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

まだ使えるとも使えないともいうところかなと思うんですけども、接種会場なんですけれども、そもそもあいあいだけではなくて学校の体育館でやったりとか、西野公園の体育館、それから東野公園の体育館、それからもっときめ細やかに回るという意味で各地区のコミュニティセンターとか、いろいろ選択肢もあったと思うんですけども、まずこの接種会場としてあいあいが適当であるのかというところ。それから、接種会場はあいあいだけで十分なのかというところをお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、例えば小・中学校の体育館でということも考えられることは考えられると思います。ただし、やはり夏の暑い時期が今後、この接種時期にかかってくるのかなというふうにも考えますので、何とかやはり空調設備がある場所でやりたいというのが一つでございます。

それと先ほど申しあげましたように、休憩場所はどうしても必要であるということ。それとあと、接種までの動線がきちんと確保できるような施設であるということ。

もう一つは、土足のままずっと接種が終わるまでいける、そういうことも考えると、やはりあいあいが亀山市では最適なんではないかというふうに考えます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

確かにあいあいには空調もありますし、いいのかなとは思いますが、ただ、あいあいには温泉もありますし、あいあいっこも通常皆さんが使用している場所もありますし、それから年間通じて健診も行っているんですけども、その辺りとの兼ね合いというのはどうされるおつもりなんでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、あいあいのお風呂ですけども、接種にお越しいただく人数にもよりますが、まず医療機関従事者の接種ですので、3月中旬に行う場合には、医療機関従事者、結構1日当たりの人数が多いことを想定しておりますので、お風呂は一旦、その日に限り閉めさせていただく方法で考えています。

あいあいっこにつきましては、あいあいの中をちょっとゾーニングをいたしまして西と東に分ける形で今考えておりますので、東にあるあいあいっこについては、今までどおり開放してまいりたいというふうに考えております。ですので、あいあいの中でも、きちっとワクチン接種に関わる部分と、それ以外の部分という形できちんとゾーンを分けていければというふうには考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

あいあいはいあいとして従来の大事な機能がありますので、そのバランスというのを十分考慮していただきたいなと思います。

それと、先ほどワクチン接種事業費の負担金ですとかワクチン接種事業費の補助金は接種のための交通手段の費用として使えるのかという質問をさせていただきましたけれども、高齢者の方の交通の問題ですとか、個別接種でかかりつけ医に行くというふうになっても、かかりつけ医の方が市外の場合というのは十分ありますし、またかかりつけ医の方が自宅のすぐそばにあるというわけでもないと思うので、それに、私たちも例えば車であいあいまで行って接種をした後に、帰宅途中でちょっと具合が悪くなってしまうということもあると思うので、自宅の近くで接種できるというより、先ほど申し上げましたけれども、あいあい以外の場所ですとか、いろんな場所で巡回接種、逆にシャトルバスとかで会場までバスを出すだとか、例えばタクシーの利用の補助をするとか、そういうのもいろいろ考える余地はあろうかと思っておりますので、できるだけ早くみんながワクチン接種を受けて安心して暮らせるようにアイデアを出して取り組んでいただきたいなと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（中崎孝彦君）

2番 中島雅代議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時43分 休憩）

---

（午後 1時51分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、議案第1号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第11号）について、今年度の補正について、確認のためにちょっと質疑をさせていただきたいと思います。

補正内容については、いろいろ細かく森君が聞いてくれましたものであれなんですけれども、まず今回の補正でありますけれども、ワクチンの接種の体制についてですけれども、さきの全協でも報告がありましたけれども、亀山市では令和3年2月8日付で本部を設置したということなんですけれども、確かにこの期間中に市長選挙は1月24日に告示されていまして、そのような都合が分かりませんが、厚生労働省から1月15日付で各市町に通知があったと思うんですよ。それによって、ちょっとパネルを出してもらえませんか。

これは内閣府の厚生労働省の資料から作成した資料なんですけれども、全国的には医療従事者先行接種1万人、2月から調整が入りまして接種を開始すると、2月の中旬に。医療従事者については調整をし、3月から接種を行うと。高齢者については、クーポン券を発送して、4月から接種するという事なんですけれども。

今まで亀山市は、ちょっといろいろあちこち見ていまして、この間テレビ見ていましたら、神奈川県の大和市の医師会のお医者さんがいろいろ放送に出ていたんですけども、そこにおきましては、この大和市は令和3年1月1日にこのコロナに対して対策を練って、それで1月19日に対策本部を立ち上げておると。何で本市は時期的にゆっくりしてござったんか。

このコロナワクチンについて、今いろんなコロナのワクチンのどれを採用するかというのはいろいろ政府のほうで協議されておって、たまたま昨日の2月14日に政府がファイザー社のワクチンを認定して、本来ならこれは治験が必要であって、認定をするのは通常のワクチン接種も一緒やと思うんですけども、なぜ本市において、ある意味時期的にこの2月8日付という本部設置になったというのは、なぜその時期が遅れたんか、ちょっとその理由を教えてくださいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

議員おっしゃるとおり、各市においても、ワクチンの接種課であったり接種本部であったりというのをもう既に立ち上げておる市が大部分ではございます。

亀山市におきましては、2月8日にこの接種推進本部を立ち上げさせていただきました。ただしですけども、亀山市は全庁体制で臨むということで、副市長を本部長といたしまして、他課あるいは他部署からの応援をいただきながらやっていくという体制を取りました。これにつきましては、各市にはあまり例のない体制でございます。確かに2月8日ということで、少し他市に比べて遅くはなりましたけれども、そういう形で、全庁体制で市として取り組んでまいるという所存でございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

実は、やっぱり体制づくりというのは、今言った4名体制でやるというような形で体制を組まれて、それで接種場所もあいあいを中心に集団接種でやっていくと。

それで、基本的に朝から数字が出ておるんですけども、1万3,300人、全員打つには180日、半年かかるというんですけども、昨日、2月13日にワクチンにおける手順について厚生労働省から1つのものが出てきておると。そうすると、このワクチンは、高齢者については3か月以内に接種するのが望ましいというのが出ておるわけですか、こういうふうには。

そうすると本市は、あいあい1本でいっておっては半年かかると。確かに今豊田君が質問されたように、あいあいの2階で3ブロックに割って、3班に分けてやるんですけども、当然医師の方は3名、看護師さんは2名等々の数字を拾うんですけども、延べ計算によると、1万3,300人を180日で割ると1日75人と。だけど、これ2回接種ですから倍するわけですか。そうすると、今の体制ではその接種場所では無理ではないかと思うんですけども、そういうふうなことはお考えの上、いろんな答弁をされたと思うんですけども。

東京都足立区は、人口70万、高齢者数が17万、高齢化率が24.5%ですか。そうすると、公民館、小・中学校40か所で17万人の接種を半年間で終えるというようなことで、このような

計画を組んでおると。というのは、本市も当然今あいあいだけではそれは不可能やと思うんですけども、そういうようなことをお考えにならんかったのかと、なっておるのか。ということは、その本部長を務める副市長からそういう考え、そういうような指示を出したのかどうか。

この体制づくりというのは、確かに横の連携、縦の連携、それでやっていかないかんと思うんですけども、やはりいかにその3か月以内に接種するという意味では、高齢者の方がコロナに感染した場合には重症度が重いんです。重篤者が出ると。それで、66歳の方が亡くなられたんですけども、県内で。やはり速やかにこのワクチン接種をする体制を構築せないかん。そういうようなことを、指示を出されているのか。そういうようなことを思ってみえるのか、ちょっとそこら辺をお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

午前中の鈴木議員の答弁で申し上げたように、古田部長があいあいのみで集合接種をした場合、高齢者の1万3,300人だけで2回接種で半年かかるというふうに申し上げました。それは仮定の話ですが、私はそれでも遅いというふうに鈴木議員の答弁の中で申し上げました。

というのは、当然、残るおよそ3万5,000人の基礎疾患を有する方及び一般市民の方が見えますので、専門的な医師の見解によると、やっぱり冬のインフルエンザの接種が始まるまで、すなわち秋、9月ぐらいまでに少なくとも社会的な免疫が生じる人口の60%ないし70%、亀山でいいますと3万人ないし3万5,000人が半年ぐらいで終わる体制を整えるべきではないかというふうなご助言もいただいております。

そうなりますと、当然あいあいだけの集合接種だけでは賄い切れませんので、先ほど来から話題に上っております開業医さんなんかのご協力を得た個別接種、それから可能であるならば、先ほど中島議員がおっしゃった地域での接種が必要ではないかというふうに思っておりますが、その大前提として、当然医師と看護師、市内の開業医を含む医師の方々の絶大なるご協力が必要でございますので、その辺を勘案した上で、一日でも早い、一人でも多くの接種が整えられるように考えておりますし、そのような指示をいたしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

例えば今の現状で、あいあい接種するのは3班であると。やっぱり個別接種も必要であると。それで先ほどの答弁の中でも、小・中学校の体育館は夏場のときに空調がないものであきません。それだったら各コミュニティセンターとか、そこら辺を利用させてもらってやればいいんですけども。けどそれにはやっぱり、当然亀山市医師会のどうしても協力を得ることにはそれは可能にならんと、不可能やと思うんです。現状、亀山医師会とどの程度までお話が進んでおるのか。

というのは、先ほども申し上げたように、大和市においては、医師会の会長さんがインタビューに出られて、個別接種を当医院で行いますということを明言されておる。そこまで他市が言っておるところがあるんですよ。当市はまだ協力を依頼しておるという段階なのか、確実にそれを確約できたのかと、そこら辺の確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

本市における医師会との協議状況でございますけれども、まだ確約は頂戴しておりません。ですので、まだ依頼中の段階でございます。

今から細かい接種計画をつくる上で、詳細にわたり医師会とは協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、今政府が言っておるスケジュールには、本市はまだ医師会との協議が十分されていないもので、まだ見通しは立たんというふうに理解させてもらってもよろしいですか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

住民接種につきましては、一応4月以降の開始ということで今のところ国が言っておりますが、それまでには当然ですけれどもきちんと医師会と協議を終了させて、協力体制をいただきながら住民接種を開始したいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

市長にお伺いしたいんですけれども、市長も選挙で忙しかったと思うんですけれども、当然12月のときに補正がありますもので、当然やっぱり医師会との協力体制も、こういうのもされておると思うんですけれども、いまだに医師会との協力体制ができやんということは、そうすると、はっきり国のスケジュール表には、先ほどモニターで見ていただいたような形のスケジュールどおりに本市は接種ができるのかどうか。

例えば医療従事者が、医療センターにおいて医療従事者については、これは可能やと思います。あいあいですが、ちなみに単純計算ですよ。1万3,300人を180日で、1日73人ですよ。それで8時間お世話になって、フル活動して、73人で6分30秒なんですよ、問診1人にかかるのが。それは恐らくいろいろ聞きますと、問診するのはお医者さんがやられて、それで恐らく接種が30秒だと思うんですけれども、そうすると、その移動や何かで4分くらいでその問診が可能なかね。

だから私が思うには、できたらその体制づくりで、やっぱり亀山医師会の先生方のご協力をいただいて、何とか6か所で接種ができて、それで1日25人ぐらいで、大体そうしたら88日、3か月でできるんですよ、そういうような形ですと。そういうような体制づくりをやっぱり市長、していかないかんと思うんですよ、これは。どうしても医師会の皆さんとね、医師会の先生方と協力体制して、市内で6か所ぐらいの接種場所を確保した形で、そして1万3,000人の高齢者の方の接種を3か月で終了するというような体制づくりをせないかんと思うんですよ。そういうふうに思

うんですが、お考えになっておるかどうか、ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回のワクチン接種は国策であり、地方自治体としても、その第一線で最善の体制を組んでいこうということで昨年来より準備をいたしてまいりました。12月議会で、先行してその体制づくりの議案を議会でお認めをいただいております。

今朝から様々なご指摘をいただいておりますが、当然国におかれましても、ワクチンの調達スケジュールについてなかなか詳細が決定をしてこなかった中で、ご案内の昨日薬事承認がなされて、今後具体的なスケジュール等々は詰められてこようかと思っております。

また、これに伴いまして、今日に至りますまでにかなり地方自治体としても、あるいは全国の医師会におかれましても、様々な情報が、確定する情報が少なかった中で、大変苦慮しながら今日を迎えておるところであります。

しかし、本市といたしましても、国の確かな情報を把握する、あるいは三重県との連携、関係機関との連携、亀山医師会との調整等につきましては、しっかりと段階を経て今日に至っておるところでございます。そういう中から本日ご質問ございましたが、2月8日に、鈴鹿市も同日でありましたけれども、接種の推進体制の本部を設置させていただいて、これをより具体的に詰めて、万全の体制を敷いていくという方針で今動いてきておるところであります。

ご懸念のご質問、今朝からもいろいろお話、ご質問ございましたけれども、これらを踏まえまして、とりわけ亀山医師会との連携、これをもって亀山市でのワクチン接種が円滑にかつ遅延なく展開できますよう、そして全体、医学的なことは承知をいたしておりますけれども、正確に承知をしておりませんが全体の7割8割がこのワクチン接種によってしっかりこれに備えるということができれば、今回の新型コロナウイルスの拡大が収まっていくであろう、集団免疫の実践に向けて可能な限りの準備をいたしてまいりたいと考えておるところでございます。

今後、医師会並びに国・県の方針、詳細なスケジュール等が具体的に出てまいろうかと思っておりますけれども、推進本部を中心にしっかりと調整をし、そして決定をし、関係機関の協力を求めて、この大変重要で長丁場の事業になろうかと思っておりますけれども、万全を期して展開をしてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何はともあれですね、医師会の先生方と十分協力体制を取っていただいて、やっぱりあいあいだけで本当に接種は不可能やと思うんですよ、私は。この状況ではね。国の方針は変わると思うんですけれども、大体国の方針って言っても、基本的に……。

イスラエルが、今日もテレビで言っておったんですけれども、国民の41%は接種済みと、イギリスでもどんどんやっております。ただ日本だけは、政府がごたごたしておるのか分かりませんよ。だけど接種が遅いと。この1月余りの間に質問をちょっとチェックしておるんですけれども、先々月、年明け前までは何十人単位でしたわ。そうやけど、年明けたら100人以上の死亡者が出てお

ると。

というのは、これは、やはりいかに日本の体制が不十分であったかと思うんですよ。やっぱり救われた命がどうしても救えなかったというような現状です。だから、亀山市も早急にこのスケジュール表を提出してください。早急に。できたらこの定例会が始まる中間でも結構ですので、委員会でも結構ですので、亀山市独自のスケジュール表をやっぴりきちっと組んでもらって、それを市民に周知すると。それが、ここに書いてあるんですけども、各自治体は広報、それからケーブルテレビ等々で接種場所、接種希望者のあれを公表すべきではというようなことを伝えやなあかんでね。早急に市民の皆さん方にそのスケジュール表を提示してもらって、それでやっていただけたらと思いますけれども。

もう一点ですな、さっき国の方針で医療従事者、市内に何人の方がお見えになるかちょっと数字は分かりませんが、できたら医療従事者と並行して、医療従事者等が2番目になっています。スケジュールではね。できたら本市においては、医療従事者等もやっぱりいろいろ、特に自治体等の感染症対策等の職員、それから消防職員等もその中に組み入れていっていただきたいというような形で、そういうようなスケジュールを立てていただくわけにはいきませんか。いかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、議員がお示しいただいた今日の資料の中の医療従事者約1万人ぐらいというのは、今後はもう早急に、今月のうちに接種が開始される。国立病院機構等の職員に対して一番最初に接種が行われます。その次にあります医療従事者等、その中には当然ですけども消防職員も含まれておりますし、中には行政職員の一部として当課、健康福祉部の中の保健師等も含んでおります。当然ですけども医療センターの職員も含まれております。そういう医療従事者等に関しては、3月中に接種を行ってまいるという計画でございます。

議員おっしゃったようにいろんな、例えば先ほど私ちょっと言いましたけれども、高齢者施設等の説明会もしていきます。していく計画ですというのがありますので、そういうふうな詳細なスケジュールをとにかく早急につくって、あるいは、当然その中には医師会との協議も含まれてまいりますので、そういう形で遅滞なく進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何はともあれ、私ももう71歳ですので、早いところ打つほうなんですけれども、要するに、コロナは、やっぱりきちっと全市の対象の市民の中でやっていただきたいと思います。

1点、さっきも豊田君が言われたんですけども、市外診療施設で既に通院して健康診断等々やっていたと、健診をやっていたと、その人らが、何とか今言われたように、広域で鈴鹿市と連携した中でできないのか。国がそういうふうに定めておると言っておるんですけども、問診票だけでもかかりつけ医、市外かかりつけ医の問診票でそれができないものか。そういうのというのは不可能なんですか、これは。

かかりつけ医というのは、市内のお医者さんにかかって見える方ばっかじゃないと思うんですよ。市外で定期健診、2月健診、3月健診やってみえる方は見えると思うんですけども。そうしたら、その人ら、私も含んだ、三重の回生病院でやっておるんですけども、十何年通っておるので、全て私のデータが入っていますので安心できると。ワクチン接種については、やっぱり安心して打ちたいというふうなことが基本なんですけれども、その辺の協議をやっぱり市長、すべきやと思うんですが、いかがですか。

これは国の方針で、区域内診療機関、医師会、医師会というのはいろいろ難しいところやと思うんですけども、そこら辺のことは協議できないものか。やはり本当に初めて診てもらった先生に問診票をいただいても、私がどんな薬を飲んでおるのか、どんな状況かって分からんわけですな。だからふだんから診てもらっておったら、この人頭が悪いと、目が悪いと、鼻が悪いと、喉が悪いというふうに分かってみえるんですよ。そこら辺が、やっぱり不安を取り除いた中でコロナワクチンを私は打ちたいもんでね。そういうような方がたくさん見えると思うんですけども、そこら辺、ちょっとご配慮いただけませんか、市長。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

かかりつけ医というよりワクチンの接種対象者については、議員が今触れられたような、かかりつけ医が市外の医療機関でという方もかなりおられるだろうというふうに思っております。

今回のこのワクチン接種について、この対象者については、現在のところ、国で原則、居住地において接種を受けられることとして、接種を受ける日に、住民基本台帳に記載されている者を対象とすると定められておるものであります。

そして、そのようなケースについてご懸念もあろうかというふうに思いますが、接種についてそのご心配がある場合については、ふだんの受診時に、ワクチン接種についてご相談をさせていただいた上で、市の集団接種または個別接種にお越しをいただければと考えておるところであります。

かなり様々なケースが想定されますので、なかなかそれを1つずつ調整をこの短期間の間にしていくというのは現実的に非常に難しいと思っておりますが、今日申し上げておりますように、全体として円滑に、そして遅延なくこのワクチン接種の事業をしっかりと前へ進めていくという前提の基に展開をしてまいりたいというふうに考えております。その点も含めて、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何はともあれ、12月の補正、この臨時会の補正をこうやって組まれて、2月8日に本部会議を設置されて、副本部長に健康福祉部長、地域医療統括官、それから副市長を筆頭に体制づくりをされたもんですから、やはり市民がワクチン接種に安心して臨めると、ワクチン接種を努力目標にして積極的に目指せる体制づくり、スケジュール表を早急に市民に提示していただいて、その推進本部を十分運用していただけるように申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質疑は終了し、議案第1号から議案第7号までの7件に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第1号については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり予算決算委員会にその審査を付託します。

## 付 託 議 案 一 覧 表

### 予算決算委員会

議案第1号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第11号）について

#### ○議長（中崎孝彦君）

続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第7号までの6件については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号から議案第7号までの6件については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会開催のため、暫時休憩します。

（午後 2時23分 休憩）

---

（午後 3時49分 再開）

#### ○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、予算決算委員会にその審査を付託しました議案第1号を議題とします。

予算決算委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

### 予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第1号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第11号）について

原案可決

令和3年2月15日

予算決算委員会委員長 新 秀 隆

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

○議長（中崎孝彦君）

新 秀隆予算決算委員会委員長。

○5番（新 秀隆君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほど本会議で当委員会に付託のありました議案第1号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第11号）についての審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

歳出の衛生費、保健衛生費、予防費、予防衛生事業の増額補正について、ワクチン接種について看護師が不足している中で、薬剤師の協力は考えているのかとの質疑があり、これについては既に薬剤師会と協議を行っており、協力いただけるとの返答をいただいているとの答弁でありました。

次に、通信運搬費の内容に関する質疑があり、これについては、接種券、郵送費やコールセンターの電話代であり、ワクチンの運搬などは国の経費で対応するとの答弁でありました。

次に、ワクチン接種をキャンセルした場合の取扱いについて質疑があり、これについては、ワクチンは5人分が1バイアルとなっており、現時点では当日のキャンセルの対応は不可能であり、今後の課題であるとの答弁でありました。

次に、歳入の国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金及び歳出の商工費、商工業振興費、経済支援対策事業の増額補正について、融資の認定を受けている事業者の職種に関する質疑があり、これについては、多い順に建設・建築業、製造業、小売業、運送業、飲食業であるとの答弁でありました。

次に、未執行になった財源の取扱いに関する質疑があり、これについては、原則翌年度への繰越しはできないため、本年度実施している新型コロナウイルス感染症対策事業の財源に充てるとの答弁でありました。

次に、融資を受けられない事業者の実態把握に関する質疑があり、これについては、商工会議所と連携して状況把握に努めており、これまで融資を受けられなかった事業者があるとは聞いていないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

予算決算委員会委員長の報告は終わりました。  
これより委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。  
次に、議案第1号から議案第7号までの7件について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第1号から議案第7号までの7件について起立により採決を行います。  
採決に先立って、この際お諮りします。  
起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。  
起立採決により、着席している場合は反対とみなすこととします。  
それでは、議案第1号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第11号）について、起立により採決を行います。  
本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。  
本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。  
起立全員であります。  
したがって、議案第1号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第11号）については、原案のとおり可決することに決定しました。  
次に、議案第2号亀山市監査委員の選任同意について、起立により採決を行います。  
本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。  
起立全員であります。  
したがって、議案第2号亀山市監査委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。  
次に、議案第3号亀山市監査委員の選任同意について、起立により採決を行います。  
本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第3号亀山市監査委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第4号亀山市公平委員会委員の選任同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（中崎孝彦君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第4号亀山市公平委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第5号亀山市公平委員会委員の選任同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（中崎孝彦君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第5号亀山市公平委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第6号亀山市公平委員会委員の選任同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（中崎孝彦君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第6号亀山市公平委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第7号亀山市教育委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（中崎孝彦君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第7号亀山市教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第11、亀山市選挙管理委員の選挙を行います。

本委員は、地方自治法第182条第1項の規定により議会で選挙するもので、任期は4年であり

ます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

選挙の方法については、指名推選によることに決定しました。

続いてお諮りします。

指名推選の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

指名推選の方法については、議長において指名することに決定しました。

亀山市選挙管理委員に、お手元に配付しました名簿のとおり、

今 西 政 和 氏

山 内 秀 喜 氏

楠 井 嘉 行 氏

前 田 恵美子 氏

の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました4名を亀山市選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました4名の方々が亀山市選挙管理委員に当選されました。

次に、日程第12、亀山市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

補充員につきましても、地方自治法第182条第2項の規定により議会で選挙するもので、任期は4年であります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

選挙の方法については、指名推選によることに決定しました。

続いてお諮りします。

指名推選の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

指名推選の方法については、議長において指名することに決定しました。

亀山市選挙管理委員補充員に、お手元に配付しました名簿のとおり、

片山 一良氏

浦野 徳輝氏

松井 喜美恵氏

森田 節子氏

の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました4名を亀山市選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました4名の方々が亀山市選挙管理委員補充員に当選されました。

続いてお諮りします。

委員に欠員があるときは、補充員の中から補充することとなっており、その順序につきましては、ただいま議長において指名しました順序によることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

補充の順序は、ただいま議長において指名しました順序とすることに決定しました。

以上で、本臨時会の議事を全て終了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

令和3年第1回亀山市議会臨時会は、これをもって閉会します。

(午後 4時01分 閉会)

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。  
令和3年2月15日

議 長                      中 崎 孝 彦

1 番                        草 川 卓 也

10 番                      森        美和子